

令和2年5月20日

保護者様

山陽小野田市立小野田中学校
校長 和田敏明

緊急事態宣言解除後の学校再開に向けて

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言延長を受け臨時休業をしていましたが、山口県では5月14日に解除されました。そこで、大型連休後のウィルスの潜伏期間が過ぎた5月25日から学校を再開することになりました。本校におきましては、以下の対応に取り組み、新型コロナウイルス感染症への予防対策を進めてまいります。

つきましては、各ご家庭におかれましても、対応へのご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 再開後の日程について

5月は、長かった臨時休業から授業や部活動のある学校生活に慣れるために、臨時時程で行いますが、6月1日からは平常時程で行います。

- 5月25日（月） 掃除、1～4校時、給食、部活動集会（2・3年）、下校
- 5月26日（火） MT、1～5校時、給食、地区別集会、部活動・見学
- 5月27日（水）～29日（金） MT、1～6校時、給食、部活動・見学
- 5月29日（金） 放課後、部活動部員確定のための部活動集会

2 感染予防対策について

- 飛沫予防の為、全員マスクを着用します。
- 家庭での毎日の検温・健康記録表の記入をし、体調の確認をします。
- 教室のこまめな換気や手洗いを励行します。
- 給食前の消毒や接触の多い場所の消毒を実施します。
- 授業の学習内容や学習形態を工夫します。
- 複数学年以上が参加する行事や集会は実施しません。
- 対外行事は実施や参加しません。

3 出席停止について

次の場合は、出席停止とします。出席停止の届を学級担任または養護教諭から受け取って提出してください。なお、感染症予防で欠席させたい場合は、事前に学校へご相談ください。

- 感染が判明し、治癒するまで。
- 感染者と濃厚接触した日から起算して2週間の期間
- 風邪の症状や発熱等が見られる場合
- 医療的ケアが必要で、主治医から登校すべきでないとは判断された場合

4 家庭で取り組むべきことについて

- 3密（密閉・密集・密接）を避けてください。
- 他県への移動は控えてください。
- 重要でない、急ぎでない（不要不急）外出は控えてください。

5 その他

- 臨時休業による学習の遅れについては、回復の方策を検討しています。決定次第お知らせします。
- ご不明な点やご心配なことがありましたら、学校へご相談ください。
- 今後の新型コロナウイルスの感染状況により、急な対応の変更が考えられます。その際は、追ってお知らせします。